

鳥取大学修学支援事業基金奨学金要項

平成29年9月25日
第5回学生生活支援委員会承認

1. 趣旨

この要項は、鳥取大学修学支援事業基金規則（平成28年鳥取大学規則第62号）第4条第2号に規定する使途に係る事業による修学支援事業基金奨学金について、同規則第8条第2号により審議・策定される各年度の事業計画に基づき、給付の対象となる学生の選考等について定めるものとする。

2. 対象者及び選考

給付の対象となる者は、本学の学部学生であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく給付奨学生について、適格認定における学業成績の基準を基に、GPA値の高い者から順に対象者とする。

3. 給付方法

給付は、当該学生名義口座への振込により行う。

4. 事務

選考及び給付に関する事務は、学生部学生生活課において処理する。

5. その他

この要項に関し必要な事項は、理事（教育担当）が定める。

附 則

この要項は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年9月2日から施行し、改正後の規定は、令和2年度末の適格認定対象者から適用する。

鳥取大学修学支援事業基金奨学金（臨時増額分）要項

令和3年10月11日

理事（教育担当）決裁

1. 趣旨

この要項は、鳥取大学修学支援事業基金規則（平成28年鳥取大学規則第62号）第4条第2号に規定する用途に係る事業による修学支援事業基金奨学金について、同規則第8条第2号により審議・策定される事業計画に基づき、臨時増額分にかかる給付の対象となる学生の選考等について定めるものとする。

2. 対象者及び選考

給付の対象となる者は、本学の学部学生であって、日本学生支援機構の第一種奨学生（併用貸与を含む。）について、適格認定における学業成績の基準を基に、GPA値の高い者から順に対象者とする。なお、1年次学生については、高等学校における成績の平均値によるものとする。

3. 給付方法

給付は、当該学生名義口座への振込により行う。

4. 事務

選考及び給付に関する事務は、学生部学生生活課において処理する。

5. その他

この要項に関し必要な事項は、理事（教育担当）が定める。

附 則

この要項は、令和3年10月11日から施行する。